

### 3. がん医療の均てん化

(1) 目標項目

がん医療の均てん化

(2) 到達目標と各機関等のアクションプラン〈実行計画〉(例)

- ・ がんによる死亡者の減少、患者のQOL向上を目指したがん医療の推進
- ・ 放射線及び化学療法の推進
- ・ 緩和ケアの充実
- ・ 在宅療養の充実
- ・ 地域連携の充実
- ・ がん医療に関する相談支援及び情報提供

行政		医療機関	関係団体 (看護協会、 薬剤師会等)	県民、患者・ 家族
都道府県	市町村			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県及び地域がん診療連携拠点病院の診療成績及び診療機能(機器整備、専門医の状況を含め)公表</li> <li>・ 個別の医療分野で優れた診療実績を有する医療機関の診療成績及び診療機能(機器整備、専門医の状況を含め)公表</li> <li>・ がん診療を担う医療機関における放射線療法及び化学療法に関する実施状況や体制の把握、医療計画へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん診療を行っている医療機関の医療機能を都道府県などからの情報をもとに把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん診療を行う医療機関は、診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施するとともに、がん性疼痛等の身体症状の緩和や精神心理的な問題への対応し、治療の初期段階から緩和ケアを実施</li> <li>・ 各医療機関において、医師や看護師等が、それぞれの専門性をいかした多職種によるチーム医療を提供できる体制を整備し、質の高いがん医療を提供</li> <li>・ がん診療連携拠点病院は、専門的な放射線療法や化学療法を提供する体制を整備するとともに、集学的治療が実施されるようカンサーボードを設置し定期的に開催するなどにより、診療科間の連携を促進</li> <li>・ がん診療連携拠点病院は、緩和ケアチームを配置し専門的な緩和ケアを実施するとともに、緩和ケア外来を設置。また、緩和ケアや在宅医療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケアに関する相談窓口を設置</li> <li>・ 都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県がん診療連携協議会を設置するとともに、必要に応じて部会を設置することにより、地域の特性に応じた連携体制を構築。</li> <li>・ がん診療連携拠点病院を中心に、二</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職の質の向上のための研修会の開催</li> <li>・ がんに関する正しい知識についての普及啓発に取り組むことにより、地域住民の適切な受療行動を促すとともに、誤解に基づく不安等を解消していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内のがん医療機能の現状を知るとともに、今後必要な医療機能について提案</li> </ul>

<p>の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療に関わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修を定期的実施</li> <li>・在宅医療における診療所、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等の連携に関するモデル事業の立ち上げ</li> <li>・診療所や実績が希少な在宅療養支援診療所に対し、研修会等を通じて在宅医療への正しい理解を促す。</li> <li>・都道府県がん診療連携協議会の支援や、地域ごとに設置される診療ネットワークの支援を行う</li> <li>・相談支援センターにおける情報提供体制の充実</li> </ul>		<p>次医療圏ごとに、①互いに足りない診療機能の補完等により医療機関の役割分担・連携を強化するとともに、専門的な医療機関による地域の医療機関に対する支援体制の強化、②医療従事者（医師、診療放射線技師、看護師、薬剤師など）の育成のための研修及び指導体制を整備していく。必要に応じて、がんの種類ごとに、地域の診療ネットワークの構築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院を中心として、二次医療圏ごとに「緩和ケアの地域ネットワーク」を設置し、緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション・薬局等の地域ごとの連携を推進し、切れ目のない緩和ケアを提供していく。また、定期的に緩和ケアに関する研修を実施。</li> <li>・二次医療圏ごとに「在宅医療のネットワークに関する地域連絡会」を設置し、医療機関同士の連携を推進するとともに、緩和ケアに関するネットワークと有機的な連携体制を構築。</li> <li>・在宅医療の充実を目的に、診療所、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、保険薬局に従事する医療従事者等に対し、研修等を実施。</li> <li>・がん診療連携拠点病院を含む専門的ながん医療を提供する医療機関は、セカンドオピニオンを提示する体制を整備するとともに、セカンドオピニオンを実施する医療機関の一覧表を共有する。</li> <li>・相談支援センターにおける情報提供体制の充実。</li> <li>・各医療機関は、診療の実施状況等について、ホームページ等により情報公開をしていく</li> </ul>		
--	--	--	--	--